愛知県地域防災計画(地震・津波災害対策計画)

新 旧 対 照 表 (案)

2024年6月修正

頁	現行(2023 年 5 月修正)	修正 (2024 年 6 月修正予定)	備考
	第1編総則	第1編総則	
	第3章 被害想定及び減災効果	第3章 被害想定及び減災効果	
	第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果	第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果	
9	<浸水・津波>	<浸水・津波>	誤記の修正
	○ 津波ケース①の場合に県全体の全壊・焼失棟数が最大となり、津波	○ 津波ケース ⑦ の場合に県全体の全壊・焼失棟数が最大となり、津波	
	ケース <u>⑦</u> の場合に県全体の死者数が最大となる。	ケース <u>①</u> の場合に県全体の死者数が最大となる。	
	佐 4 卒 - 甘土四ヘルパチ上ナ 里 ノ ペ 4 市 存	佐 4 ユ サーロムルバチ上ナ 聖 / シャ市内	
	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	
1.0	第1節 防災の基本理念	第 1 節 防災の基本理念	71 H 222
16	また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他	また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他	愛知県 SDGs
	多様な視点を取り入れるとともに、 <u>(追記)</u> 科学的知見及び災害から得ら	多様な視点を取り入れるとともに、 <mark>住み続けられるまちづくりなど、S</mark>	推進本部会議
	れた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。	DGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ	(2019 年 7
		絶えず改善を図っていくこととする。	月 16 日開催)
			を踏まえた修
			正
	 第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
20	1 県	1 県	災害対策基本
20	-	!	法施行令の改
	ベース (14)緊急通行車両等 <mark>の事前審査及び確認</mark> を行う。	(14) 緊急通行車両等 <mark>確認及び確認証明書の交付を</mark> 行う。	正に伴う修正
	(II) MARCOLI THE OF THE BLACK PROPERTY CITY OF THE		II.(=) JIII
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進	
	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
34	1 県(防災安全局、関係局)及び市町村における措置	1 県(防災安全局、関係局)及び市町村における措置	防災基本計画
	(2) 防災ボランティア活動の支援	(2) 防災ボランティア活動の支援	に基づく修正
	イ 防災ボランティア活動の環境整備	イ 防災ボランティア活動の環境整備	
	県及び市町村は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボラン	県及び市町村は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボラン	
	ティア等(以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。)との連携	ティア等(以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。)との連携	
	を図 <u>り(追記)</u> 、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われる	を図 <u>るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支</u>	
	よう活動環境の整備を図る。	援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時にお	
		いてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。	

頁	現行(2023年5月修正)	修正 (2024 年 6 月修正予定)	備考
	2 県(防災安全局、関係局)における措置	2 県(防災安全局、関係局)における措置	防災基本計画
	(1) <u>(追記)</u>	(1) <u>自主防災組織の育成支援</u>	に基づく修正
	(略)	(略)	
	(2) <u>(追記)</u>	(2) 防災関係団体のネットワーク化の支援	
	県は、市町村等が実施する自主防災組織、NPO・ボランティア関係団	県は、市町村等が実施する自主防災組織、NPO・ボランティア関係団	
	体等、消防団、 <mark>婦人(</mark> 女性 <u>)</u> 消防(防災)クラブ、企業、学校、防災ボラ	体等、消防団、 <u>(削除)</u> 女性消防(防災)クラブ、企業、学校、防災ボラ	
	ンティア団体など防災関係団体同士の顔の見える密接な関係構築(ネッ	ンティア団体など防災関係団体同士の顔の見える密接な関係構築(ネッ	
	トワーク化)への取組に対し、必要な支援を行うものとする。	トワーク化)への取組に対し、必要な支援を行うものとする。	
	(追記)	(3) 災害中間支援組織の育成等	
		県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域にお	
		いて活動を行う災害中間支援組織の育成に努めるとともに、本計画等に	
		おいて、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセン	
		ターの運営を支援する者(県社会福祉協議会等)との役割分担等をあら	
		かじめ定めるよう努めるものとする。	
	3 市町村における措置	 3 市町村における措置	防災基本計画
	(追記)	(1) 防災関係団体ネットワーク化	に基づく修正
	市町村は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、		
	婦人(女性)消防(防火)クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体な	(削除) 女性消防(防火)クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体な	
	ど防災関係団体同士と顔の見える密接な関係(ネットワーク)を構築す	ど防災関係団体同士と顔の見える密接な関係(ネットワーク)を構築す	
	ることを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど	ることを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど	
	必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。	必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。	
	(追記)	(2) 災害ボランティアセンター	
		市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町	
		村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者(市	
		町村社会福祉協議会等)との役割分担等を定めるよう努めるものとする。	
		特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地	
		域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明	
		確化しておくよう努めるものとする。	
	你。去 净体比你。 内人儿	か。	
	第2章 建築物等の安全化	第2章 建築物等の安全化	
20	第1節 建築物の耐震推進	第1節建築物の耐震推進	ま封の勘型
39	3 公共建築物の耐震性の確保・向上 (1) 陸災 しま 亜 な 建筑 物の 両は 最 は の な に	3 公共建築物の耐震性の確保・向上	表記の整理
	(1) 防災上重要な建築物の耐震性の確保	(1) 防災上重要な建築物の耐震性の確保	(「医療・救護
	ア 防災上重要な建築物	ア 防災上重要な建築物	所」、「医療救

頁	現行(2023年5月修正)	修正(2024 年 6 月修正予定)	備考
	(略)	(略)	護所」、「緊急
	(エ) 被災者の <mark>緊急救護所</mark> 、避難所となる、病院、保健所、学校等の機関	(エ) 被災者の <u>(削除) 救護所</u> 、避難所となる、病院、保健所、学校等の	救護所」、「応
		機関	急救護所」を
	※「医療・救護所」、「医療救護所」、「緊急救護所」、「応急救護所」	※「救護所」	「救護所」に
	記載ページ P. 165, P166 (2 箇所), P. 168, P. 169 (2 箇所), P. 171,	記載ページ P. 165, P166 (2 箇所), P. 168, P. 169 (2 箇所), P. 171	統一)
	別紙 P. 46 (2 箇所)	別紙 P. 46 (2 箇所)	
	第2条 ニノフニノン 明広性引体の数 法		
4.0	第3節 ライフライン関係施設等の整備	第3節 ライフライン関係施設等の整備	
46	3 ガス施設 (2) 取免地が受ける	3 ガス施設 (2) 取免機が悪いたのない	防災業務計画
	(3) 緊急操作設備の強化	(3) 緊急操作設備の強化	の記載を踏まえた修正
	オ <u>(追記)</u> 通信設備 主要拠点間の情報連絡、データ伝送、遠隔操作等に必要な無線設備の	オ <u>連絡・</u> 通信設備 災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の	えた修正
	・ 主安 拠点間の情報連絡、ノーク仏と、	遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整	
	線等の整備拡充を図る。	虚構監視・採目を再発に行うため、無縁通信設備等の建構通信設備を歪	
	(略)	(略)	
49	(6) 民間団体等の協力	(6) 民間団体等の協力	
10	◆ 附属資料第 15「災害時における下水道管路施設の緊急対応に関する	◆ 附属資料第 15「災害時における下水道管路施設の緊急対応に関する	
	協定書」	協定書」	
	(追記)	◆ 附属資料第 15「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する	協定を締結し
		協定」	たため
	◆ 附属資料第 15「自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事に関す		
	る協定書」	◆ 附属資料第 15「自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事に関す	
		る協定書」	
	第3章 都市の防災性の向上	第3章 都市の防災性の向上	
	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	
58	県(都市・交通局、建築局)及び市町村における措置	県(都市・交通局、建築局)及び市町村における措置	都市再生特別
	(1) 都市計画のマスタープランの策定	(1) 都市計画のマスタープランの策定	措置法の改正
	都市計画区域マスタープラン <u>及び</u> 市町村都市計画マスタープラン <u>(追</u>		に基づく修正
		地適正化計画において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとと	
	タープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備	もに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設	
	<u>(追記)</u> を促進する。	等の整備 <u>や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化</u> を促進する。	
	 第2節 防災上重要な都市施設の整備	第2節 防災上重要な都市施設の整備 第2節 防災上重要な都市施設の整備	
59	県(都市・交通局(追記))及び市町村における措置	県(都市・交通局、建設局)及び市町村における措置	防災基本計画
59	木(即中「大瓜肉 <u>(足配/</u>)及び中門でにおいる日色	木(即中「大畑内 <mark>、注畝内</mark> /及い中門町においる日目	例 火 巫 平 町 凹

地震•津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2023 年 5 月修正)	修正 (2024 年 6 月修正予定)	備考
	_(追記)	(3) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等	に基づく修正
	(略)	県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の	
		整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、	
		所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活	
		用した防災対策を推進するものとする。	
	第3節 建築物の不燃化の促進	第3節 建築物の不燃化の促進	
59	県(都市・交通局、建築局)及び市町村における措置	県(都市・交通局、建築局)及び市町村における措置	表記の整理
	(2) 建築物の不燃対策	(2) 建築物の不燃対策	
	(略)	(略)	
	特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大き	特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大き	
	くなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種の措置の徹底を図っ	くなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種(削除)措置の徹底	
	ていくものとする。	を図っていくものとする。	
	(建築基準法の防火規制)	(建築基準法の防火規制)	
	ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等は、階数が3以上であるも	ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等 (削除) 階数が3 以上であ	
	のあるいは規模に応じて <u>、また、</u> 一定の数量を超える危険物の貯蔵及	るものあるいは規模に応じて <u>(削除)</u> 一定の数量を超える危険物の貯	
	び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。		
		る。	
	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
72	5 情報の収集・連絡体制の整備等	5 情報の収集・連絡体制の整備等	防災基本計画
	(2) 通信手段の確保	(2) 通信手段の確保	に基づく修正
	ア 通信施設の防災構造化等	ア 通信施設の防災構造化等	
	県、市町村及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確	県、市町村及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確	
	保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化	保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化	
	の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策(追記)な	の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策 <u>、デジタル</u>	
	ど、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を	化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、	
	防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回	大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災	
	線容量を確保する。	構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容	
		量を確保する	
75	1 1 災害廃棄物処理に係る事前対策	11 災害廃棄物処理に係る事前対策	防災基本計画
	(1) 市町村災害廃棄物処理計画の策定	(1) 市町村災害廃棄物処理計画の策定	に基づく修正
	市町村は、災害廃棄物対策指針(平成30年3月改定:環境省)に基	市町村は、災害廃棄物対策指針(平成30年3月改定:環境省)に基	
	づき、市町村災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物	づき、市町村災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物	

地震•津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行(2023 年 5 月修正)	修正 (2024 年 6 月修正予定)	備考
	(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄の処	(避難所ごみや仮設トイレのし尿等) の処理を含めた災害時の廃棄の処	
	理体制、周辺の地方公共団体(追記)との連携・協力等について、具体的	理体制、周辺の地方公共団体 <mark>や民間事業者等</mark> との連携・協力等について、	
	に示すものとする。	具体的に示すものとする。	
	第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
82	■ 基本方針	■ 基本方針	表記の整理
	○ 市町村にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確	○ 市町村にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確	
	認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保	認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保	
	険事業者、障害福祉サービス事業者、 <u>(追記)</u> ボランティア <u>(追記)</u> 団	険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア <mark>関係</mark> 団体等の	
	体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者	多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関す	
	に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。	る情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。	
	第1節 避難所の指定・整備等	第1節 避難所の指定・整備等	
83	市町村における措置	市町村における措置	防災基本計画
	(2) 指定避難所の指定	(2) 指定避難所の指定	に基づく修正
	オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管	<u>((3) に統合)</u>	及び表記の整
	理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必		理
	要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備し		
	た福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に		
	対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配		
	<u>慮するよう努めるものとする。</u>		
	<u>力</u> (略)	<u>才</u> (略)	
	<u>キ</u> (略)	<u>力</u> (略)	
	(追加)	(3) 福祉避難所の整備	
		ア 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困	
		難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に	
		<u>応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとす</u>	
		る。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引	
		器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるも	
		<u>のとする。</u>	
		<u>イ</u> 市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定され	
		<u>る施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講</u>	
		じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等	
		<u>の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞</u>	

頁	現行(2023 年 5 月修正)	修正 (2024 年 6 月修正予定)	備考
		在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するも	
		<u>のとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多</u>	
		様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。	
	(参考) 第3編災害応急対策第9章より	ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指	
	(5) 福祉避難所の設置等	<u>定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の</u>	
	(略)	災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があるこ	
	また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、	とを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。	
	必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、	<u>エ 市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が</u>	
	受入れ対象者を特定して公示するものとする。	<u>避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所</u>	
	前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前	として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する	
	に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった	<u>ものとする。</u>	
	【際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。	オ 市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき	
		要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避	
		難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努	
		<u>めるものとする。</u>	
	(3)避難所が備えるべき設備の整備	(<u>4</u>)避難所が備えるべき設備の整備	
	(略)	(略)	
	(4)避難所の破損等への備え	(<u>5</u>)避難所の破損等への備え	
	(略)	(略)	
	(<mark>5</mark>)避難所の運営体制の整備	(<mark>⑥</mark>)避難所の運営体制の整備	
	(略)	(略)	
	イ 市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理の	イ 市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管 理	
	ために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営でき	のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営で	
	るように配慮する。	きるように配慮する。	
		また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確	
		保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノ	
		<u>ウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避</u>	
		<u>難者を支えることができるよう留意すること。</u>	
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
86	(3) 避難行動要支援者対策	(3) 避難行動要支援者対策	防災基本計画
	ウ 個別避難計画の作成等	ウ 個別避難計画の作成等	の修正に伴う
	(ア)個別避難計画の作成	(ア)個別避難計画の作成	修正
	市町村は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は	市町村は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は	
	居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、	居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、	
	避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連	避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連	

地震·津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行(2023 年 5 月修正)	修正(2024 年 6 月修正予定)	備考
頁		紹先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 (略) (エ) 県及び名古屋地方気象台による取組の支援 県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。また、名古屋地方気象台は、市町村に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。 (略) (4) 外国人等に対する対策 県、市町村及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする(削除)外国人県民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。 (略) オ 災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。 (5) 災害ケースマネジメント 県及び市町村は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援	備考 愛言タ制行め 防のる。 夢と体をた
	第10章 津波等予防対策 第3節 津波防災知識の普及	を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努める ものとする。第10章 津波等予防対策第3節 津波防災知識の普及	
95	1 県 (防災安全局、関係局)、関係市町村及び名古屋地方気象台におけ	1 県 (防災安全局、関係局)、関係市町村及び名古屋地方気象台におけ	防災基本計画
	る措置	る措置	の修正によ
	(1) 一般向け	(1) 一般向け	る。
	イ 津波の特性に関する情報	イ 津波の特性に関する情報	
	(ア) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあるこ	(ア) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあるこ	

頁	現行(2023 年 5 月修正) 現行(2023 年 5 月修正)	修正 (2024 年 6 月修正予定)	備考
	と。 (イ) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。 (ウ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震(追記)の発生の可能性があること。	と。 (イ) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。 (ウ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性があること。	
	第11章 広域応援・受援体制の整備	第11章 広域応援・受援体制の整備	
	第4節 防災活動拠点の確保等	第4節 防災活動拠点の確保等	
102	県(防災安全局、各局)及び市町村における措置 (略) なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性 等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、 港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展 示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものと <u>する</u> (追記)。	県(防災安全局、各局)及び市町村における措置 (略) なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性 等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、 港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展 示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとし、災害時にお いて緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えら れる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。	令和6年1月 30日付消防 災第14号消 防庁国民保 護・防災部防 災課長通知に 基づく修正
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
	第1章 活動態勢(組織の動員配備)	第1章 活動態勢 (組織の動員配備)	
113	■ 主な機関の応急活動	■ 主な機関の応急活動	県地域防災計 画と県災害対
	機関名 発災 3日 1週間 後旧対応期	機関名 発災 3日 1週間 後旧対応期 □ 県災害対策本部(災害情報センター)の設置 □ 本部会議の開催 ○ 実施会議の開催 ○ 実施会議の開催 ○ 実施対策要員の確保 ○ 国又は他都道府県職員の流達要請 ○ (返害対策要員の確保 ○ 国又は他市町村議員の流達要請 「 国又は他市町村議員の流達要請 「 の国又は他市町村議員の流達要請 「 の国では他市町村議員の流達要請 「 の国では、 本部を信	策実施要綱の 表記を揃える ため

頁	一件从火口为:		(2023 年 5 月修正)		修正	E (2024 年 6 月修正予定)	備考
	■ 主な機関の	応急活動		■ 主な機関の	応急活動		
	区 分	機関名	主な措置	区分	機関名	主な措置	
	第1節 災害対策本部の設 置・運営	県	1(1) 県災害対策本部の設置 1(2) 本部の組織・運営 1(3) 災害情報センターの立ち上げ 1(4) 本部員会議の開催 1(5) 庁舎機能の確保 1(6) 災害対策本部職員の動員	第1節 災害対策本部の設 置・運営	県	 1(1) 県災害対策本部の設置 1(2) 本部の組織・運営 1(3) 災害情報センターの立ち上げ 1(4) 本部会議の開催 1(5) 庁舎機能の確保 1(6) 災害対策本部職員の動員 	
		市町村 防災関係機関	1(7) 国の現地災害対策本部との調整 2(1) 組織及び活動体制 2(2) 市町村災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告 3 所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備		市町村 防災関係機関	1(7) 国の現地災害対策本部との調整 2(1) 組織及び活動体制 2(2) 市町村災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告 3 所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備	
	佐1佐 ※宝头	I was a second of the second					
115	(4) 本部員会議 本部長は、災 本部員会議を招 本部員会議の構 に応じ、防災関 本部員会議の運 る。	全局)における 後の開催 害対策に関す 集する。 成は、本部長、 係機関を出席 営については		本部会議を招集 本部会議の構成 応じ、防災関係 本部会議の運営	全局)におけ の開催 きま対策に関う する。 は、本部長、 機関を出席さ については、		県地域防災計 画と県災害対 策実施要綱の 表記を揃える ため
	第2節 職員の	派遣要請		第2節 職員の	派遣要請		
117	た職員の選定に	村に職員を派 努めるものと)派遣 遣する場合、地域や災害の特性等を考慮し する。その際、新型コロナウイルス感染症 遣職員の健康管理 <mark>やマスク着用</mark> 等を徹底す	た職員の選定に	「村に職員を活 一努めるもの。	他の派遣派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮し派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮しとする。その際、新型コロナウイルス感染症派遣職員の健康管理 <u>(削除)</u> 等を徹底するもの	マスク着用の 考え方の見直 しに伴う修正 (健康管理等 にマスク着用 を含む)
	第2章 避難行	動					
	第1節 津波警						
122	(2) 地震に関す ア 緊急地震速幸 気象庁は、 <u>(近</u>	する情報等 ^服 <u>追記)</u> 震度5弱	会合における措置 以上を予想した場合、または長周期地震動 、震度4以上を予想した地域、または長周	(2) 地震に関 ア 緊急地震速 気象庁は、 <mark>最</mark>	する情報等 報 大震度 5 弱」	(象台における措置 以上を予想した場合、または長周期地震動階 、震度4以上を予想した地域、または長周期	気象庁が使用 する用語に統 一

頁	現行 (2023 年 5 月修正)	修正 (2024 年 6 月修正予定)	備考
	期地震動階級 3 以上を予想した地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。 また、最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上と予想される場合、または長周期地震動階級 1 以上を予想した場合に緊急地震速報(予報)を発表する。 なお、緊急地震速報(警報)のうち <u>予想</u> 震度 <u>が</u> 6 弱以上または長周期地震動階級 4 (追記)を特別警報に位置付けている。	地震動階級 3 以上を予想した地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。 また、最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上と予想される場合、または長周期地震動階級 1 以上を予想した場合に緊急地震速報(予報)を発表する。 なお、緊急地震速報(警報)のうち(削除)震度(削除)6 弱以上または長周期地震動階級 4 の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。	地震情報の種類の変更
104	イ 地震に関する情報 地震発生約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度 <u>に関する情報及び各地の震度</u> に関する情報などを発表する。	イ 地震に関する情報 地震発生約 1 分半後に震度 3 以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度 <mark>情報、長周期地震動に関する観測情報 及び遠地地震</mark> に関する情報などを発表する。	表記の整理
124	6 津波警報等情報の伝達 (1) 津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。	6 津波警報等情報の伝達 (1) 津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。 *	
	注)二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号 <u>(追</u>	注)二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号 <mark>及び</mark>	根拠となる法
	記)の規定に基づく法定伝達先。	<u>第3号並びに第9条</u> の規定に基づく法定伝達先。	令の追記

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行(2023年5月修正)	修正(2024 年 6 月修正予定)	備考
	第4章 応援協力・派遣要請		
	第4節 ボランティアの受入		
147	1 県(防災安全局)における措置 (1) 県は、 <u>(追加)</u> 広域ボランティア支援本部を速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。 (略)	1 県 (防災安全局) における措置 (1) 県は、 <u>市町村ボランティアセンターを支援するため、</u> 広域ボランティア支援本部を <u>(削除)</u> 設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。 (略)	表記の整理
148	4 NPO・ボランティア関係団体等との連携 県及び市町村は、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、情報を共有する場において、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。(追記)	4 NPO・ボランティア関係団体等との連携 県及び市町村は、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。	防災基本計画に基づく修正
	5 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等 (1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体 日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード、公益財団法人名古屋YMCA、公益財団法人名古屋YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタボランティアセンター、認定特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会	5 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等 (1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体 日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード、(削除)公益財団法人名古屋YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタボランティアセンター、認定特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会	協定が解消されたため
	第5章 救出・救助対策	第5章 救出・救助対策	
	第3節 航空機の活用	第3節 航空機の活用	
157	1 航空機の運用調整 (3) 調整事項等 航空運用チームにおいては、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図	1 航空機の運用調整 (3) 調整事項等 航空運用チームにおいては、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図	防災基本計画に基づく修正

頁	現行 (2023 年 5 月修正)				修正 (2024 年 6 月修正予定) るため、航空機の活動エリアや任務の調整などを行うとともに、必要に 応じて、次の業務を行うものとする。 ア 自衛隊による局地情報提供に関する調整 イ 国土交通省に対する「航空情報 (ノータム)の発行」依頼				備考		
	応じて、次の業務を行うものとする。										
	第7章	医療救	護・防疫・保	健衛生対策		第7章	医療刺	で護・防疫・	保健衛生対策		
165	■ 主な	機関の応	急活動			■ 主な	機関の応	急活動			防災基本計画
	機関名	事前	被害	発生中	事 後	機関名	事前	1	被害発生中	事後	に基づく修正
	県		よる保健医療に ○DMAT及び医 ○医薬品等の確 ○広城医療排 設置 ○地域医療療 設備 ○県城を越 ○見城を越 ○DPATの (追記) ○保健活動 ○保健活動	療牧護班への派遣要請保 保 最送実施のためのSCUの 教送実施のためのSCUの たた協力体制の確立 の派遣及び派遣要請	○防疫組織の編成 ○防疫活動			○保健医療調整本部及び保健医療調整会議に よる保健医療に関する情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○明域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 ○JDATの派遣逐請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動		及び表記の整理	
	■ 主	な機関の指	昔置			■ 主な機関の措置					
		区 分	機関名		主な措置		3 分	機関名		主な措置	
	区分 機関名 第1節 医療救護 1(1) 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置 1(2) DMAT (追記)の派遣要請 1(3) 医療救護班の派遣要請 (追記) 1(4) 保健医療調整本部における医療情報収集 1(5) 市町村、医療機関との情報共有 1(6) 他市町村への応援指示 1(7) 広域医療機送実施のためのSCUの設置 1(8) 地域医療機送実施のためのSCUの設置 1(9) 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請 1(10) 県域を越えた協力体制の確立 1(11) 愛知DPATの派遣 1(12) DPATの派遣 1(12) DPATの派遣要請			第1節医療教		県	1(3) <u>(削除)</u> 救護班の 1(4) <u>DPAT (災害派</u> 1(5) <u>JDAT (日本災</u>	遺医療チーム) の派遣等			

頁	現行 (2023 年 5 月修正)	修正(2024 年 6 月修正予定)	備考
	第1節 医療救護	第1節 医療救護	
167	1 県(保健医療局)における措置	1 県(保健医療局)における措置	表記の整理
	(追記)	(1) <u>医療及び公衆衛生活動に関する調整</u>	
	(1) 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置	ア 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置	
	県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県か	県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県か	
	らの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、2次医療	らの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、2次医療	
	圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会	圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会	
	議を設置し、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン	議を設置し、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン	
	や関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。この際、	や関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。この際、	
	医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地	医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地	
	における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。	における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。	
	<u>(追記)</u>	また、社会福祉施設等の被害状況、対策状況等の把握をする必要があ	
		る場合には、福祉部連絡要員を介して福祉部と相互に情報を共有する。	
	(4) 保健医療調整本部における医療情報収集	<u>イ</u> 保健医療調整本部における医療情報収集	
	(略)	(略)	
	(<u>5)</u> 市町村、医療機関との情報共有	<u>ウ</u> 市町村、医療機関との情報共有	
	(略)	(略)	
	(6) 他市町村への応援指示	<u>エ</u> 他市町村への応援指示	
	(略)	(略)	
		オー被災地における医療提供体制の確保・継続	
		県は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、ま	
		た、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害	
		医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、	
		独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援	
		援チーム(JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等	
		からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、	
		被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。	
		この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのない よう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努	
		より、	
	(追記)	<u> </u>	
	<u>(短記)</u> <mark>(2</mark>)DMATの派遣要請	<u>(2) DMA 1 (次音が進送療) ーム) のが進等</u> ア DMA T の派遣要請	
	(略)	(略)	
	(10) 県域を越えた協力体制の確立		
	(略)	(略)	
	\muT/	して、一つでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行(2023年5月修正)	修正 (2024 年 6 月修正予定)	備考
		(3) 救護班の派遣要請等	
	<u>(3) 医療</u> 救護班の派遣要請	ア (削除) 救護班の派遣要請	
	(略)	(略)	
	(9) 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請	<u>イ</u> 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請	
	(略)	(略)	
	(追記)	(4) DPAT (災害派遣精神医療チーム) の派遣等	
	(11) 愛知DPATの派遣	<u>ア</u> 愛知DPATの派遣	
	ア 県は、必要があると認めるときは、DPAT(災害派遣精神医療チー	<u>(7)</u> 県は、必要があると認めるときは、DPAT(災害派遣精神医療	
	ム)先遣隊を派遣する。	チーム)先遣隊を派遣する。	
	▲ 県は、必要があると認めるときは、県精神科病院協会等関係機関に対	(1) 県は、必要があると認めるときは、県精神科病院協会等関係機関に	
	して、DPATの編成・派遣等を依頼する。	対して、DPATの編成・派遣等を依頼する。	
	<u>(12)</u> DPATの派遣要請	<u>イ</u> DPATの派遣要請	
	<u>ア</u> 県は、必要があると認めるときは、国及び他の都道府県に対してDP	<u>(7)</u> 県は、必要があると認めるときは、国及び他の都道府県に対してD	
	ATの派遣要請を行う。	PATの派遣要請を行う。	
	✓ 県は、DPATの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行う	<u>(1)</u> 県は、DPATの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行	
	ものとする。	うものとする。	
	<u>(追記)</u>	(5) JDAT (日本災害歯科支援チーム)の派遣要請等	
		県は、必要があると認めるときは、国等に対しJDAT(日本災害歯科	
		支援チーム)の派遣要請を行う。	
	(追記)	(6) SCU (航空搬送拠点臨時医療施設) の設置	
	<u>(7)</u> 広域医療搬送実施のためのSCUの設置	<u>ア</u> 広域医療搬送実施のためのSCUの設置	
	(略)	(略)	
	<u>(8)</u> 地域医療搬送実施のためのSCUの設置	<u>イ</u> 地域医療搬送実施のためのSCUの設置	
	(略)	(略)	
169	◆ 附属資料第 15「愛知県災害時歯科保健医療活動ガイドライン(追記)	◆ 附属資料第 15「愛知県災害時歯科保健医療活動ガイドライン」	軽微な修正
	8 その他の医療救護関係機関における措置	8 その他の医療救護関係機関における措置	協定を締結し
	◆ 附属資料第 15 「災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書(県対県	◆ 附属資料第 15 「災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書(県対県	たため。
	柔道整復師会)」	柔道整復師会)」	
	(追記)	◆ 附属資料第 15「災害時のあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師	
		の救護活動に関する協定書(県対愛知県鍼灸マッサージ師会・愛知県鍼	
		<u> 灸師会)」</u>	
	1 1 医薬品その他衛生材料の確保	1 1 医薬品その他衛生材料の確保	令和6年1月
	(6) 県は、 <u>陸上の交通手段が確保できない場合は、</u> 名古屋市消防航空隊	(6) 県は、緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と	30 日付消防

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

夏		<u> </u>	3 利口为照衣 現行(2023 年 5 月修正)				修正(2024年6月修正予定)		備考
						考えられる場合には、 名古屋市消防航空隊と へリコプターの出動を調整するとともに、 県警察、自衛隊等に へリコプター等の出動を要請し			
	コプター等の出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。							:の出動を要請し	防庁国民保
					7,	医薬品等の空軸	前を行う。		護・防災部防
	404	+ #U +U ~ Th /D				**********			災課長通知に
		夜製剤の確保	보다	只于冰叶带点形 1		液製剤の確保	このしし マ・リープケー 放み砕み機	のボロジナ払し	基づく修正
			送体制がとれない場合は、名古				<u>「段としてヘリコプター等の航空機</u>		
			を調整するとともに、県警察、				<u>は、</u> 名古屋市消防航空隊とヘリコフ		
		寺の田期を安記	情して、血液製剤の空輸を行う	0			県警察、自衛隊等にヘリコプター等 ☆☆~	の田期を安雨し	
	(略)				(略)	血液製剤の空軸	割を11 7。		
	笙2節	防疫・保健衛	· i生		1 111	防疫・保健衛	i /		
176		吃饭。吃饭店 爱協力関係				援協力関係	<u>, </u>		愛知県災害時
110	(追記)						て、国等に対してJDAT(日本災	実歯科支援チー	歯科保健医療
	<u>(X2 HU)</u>	_			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·)派遣要請する		. 日 四 刊 入 版 /	活動ガイドラ
	(10) 点	援の要求を受	けた機関は、これに積極的に	名力する。	-			-る-	イン (2023年
	(略)		TO TOTAL STATE OF THE PARTY OF	<i>3</i> , 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3,	(略)		7 TE DO DO TO	3 0	5月)に基づ
	(, 1)				(17				く修正
	第8章	交通の確保・	緊急輸送対策		第8章	交通の確保・	緊急輸送対策		
	第1節	道路交通規制	等		第1節	道路交通規制	等		
177	■ 主な機	関の応急活動や			■ 主な機関の応急活動⇔				愛知県災害時
	機関名↩	事前	被害発生中	事 後日	機関名↩	事前	被害発生中	事 後4	交通マネジメ
	県警察		○交通規制等の実施↔		県警察		○交通規制等の実施←	•	ント検討会を 計画上に位置
	本部 第四管 安		○情報収集、警戒、取締り↩ ―	•	第四管区 本部 ¹		○情報収集、警戒、取締り↩ ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	•	づけるための 修正
			○道路情報の収集及び関係機関との情報す	and the second of the second o			○道路情報の収集及び関係機関との情報共有	 	
	中部地方整備		○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路	各等の機能の確保←	部		○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の	機能の確保←	
	力整		○緊急災害派遣隊による活動支援↔○情報の提供↔		地方		○緊急災害派遺隊による活動支援↔ ○情報の提供↔		
	金 備 局 し ○ 応急対策の実施 → (<u>追記</u>) ↔			中部 地方 を					

頁		現行 (2	023 年 5 月修正)		備考	
				■ 主な機関の措		
181	図分回 第1節ペ 道路交通規制等ペ 第2節ペ 道路を通規制等ペ (5) 緊急通行。 ア 以外員会を行す で安全でである。 で変しまするをでする。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でい	機関名中 県警察中 自衛官、消防吏員中 中部地方整備局中 中部地方整備局中 中部地方整備局中 中部地方整備局中 中部地方整備局中 であることの 「等届出書」を、県 する。 であると確認	まな措置 1(1) 緊急交通路の確保← 1(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類← 1(3) 交通規制の実施← 1(4) 強制排除措置← 1(5) 緊急通行車両の確認等← 1(6) 交通情報の収集及び提供← 2 警察官がその場にいない場合の交通規制等の実施← 1(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有← 1(2) 道路、橋梁等の緊急後旧、緊急輸送道路の機能確保 ← 1(3) 緊急災害対策派遣隊による活動支援← 1(4) 情報の提供← 1(5) 応急資機材等の確保← (追記) ← 基本法第76 条の規定により、緊急通行車 の禁止又は制限を行った場合、県又は県公 33 条 (追記) の規定により緊急通行車両 の確認を受けようとする車両の使用者は、 スは県公安委員会の事務担当部局等に提 したときは、県又は県公安委員会は、「緊 票章とともに申請者に交付する。	図分の 第1節← 道路交通規制等← 第2節← 道路施設対策← (5) 緊急通行 ア 以外員会行う。 不 緊急通行 で 緊急通行 で 緊急通行 する。 で 関連する。 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	機関名 - 東警察- 1(1) 緊急交通路の確保- 1(2) 緊急交通路の確保- 1(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類- 1(3) 交通規制の実施- 1(4) 強制排除措置- 1(5) 緊急通行車両の確認等- 1(6) 交通情報の収集及び提供- 1(6) 交通情報の収集及び提供- 1(6) 交通情報の収集及び提供- 1(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有- 1(2) 道路、橋梁等の緊急後日、緊急輸送道路の機能確保 1(3) 緊急災害対策派遺隊による活動支援- 1(4) 情報の提供- 1(5) 応急資機材等の確保- 1(6) 愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整車両の確認等	災害対策基本 法施行令の改 正に伴う修正
			ī等 <u>届出書、確認証明書、標章</u> 」		第 6「緊急通行車両等 <u>の確認手続等実施要領</u> 」	
10:	第2節 道路施			7	函設対策	
184	1 中部地方整 <u>(追記)</u>	5備局における措	置	(6) 愛知県災空 ア 検討会の影 中部地方整備 は、災害復旧活 に留めることを	整備局における措置 書時交通マネジメント検討会による調整 設置 情局名古屋国道事務所(以下「名古屋国道事務所」という。 活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小院 と目的として、有識者、国土交通省、自治体等の参画の デムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的	づけるための 修正

地震·津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行(2023 年 5 月修正)	修正(2024 年 6 月修正予定)	備考
		な検討、調整等を行うため、愛知県災害時交通マネジメント検討会を設	
		<u>置する。</u>	
		※ 「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇	
		所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、	
		円滑な交通を維持する取組を指す。	
		※「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機	
		関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や	
		集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑	
		を緩和していく取組を指す。	
		イ 検討会の開催 タナ民団送車改正は、※字、車投管により数領送物(京連、連邦)の針	
		名古屋国道事務所は、災害、事故等により幹線道路(高速、直轄)や鉄 道が広範囲に被災し、長期間の交通ネットワーク途絶の恐れがある場合	
		世が広範囲に被火し、長期間の交通不少トリーク歴紀の恋れがめる場合 における幹線道路の渋滞緩和を図る必要がある場合、検討会を開催する。	
		なお、県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、名	
	(略)	古屋国道事務所に対し、検討会の開催を要請することができる。	
	(41)	(略)	
	 2 中日本高速道路株式会社における措置	(-11)	
	(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有	2 中日本高速道路株式会社における措置	
	ウ 状況に応じて、 <mark>所有する</mark> ヘリコプターにより空から被災状況等の把	(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有	自社のヘリコ
	 握に努める。	ウ 状況に応じて、(削除) ヘリコプターにより空から被災状況等の把握	プターを所有
	(略)	に努める。	していないた
	(4) 応急復旧対策の実施	(略)	め。
	エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行	(4) 応急復旧対策の実施	災害対策基本
	を確保するため緊急の必要があるときは、 <u>(追記)</u> 道路管理者として、	エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行	法第76条の6
	運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいな	を確保するため緊急の必要があるときは、 <u>災害対策基本法に基づき、</u>	に基づく修正
	い場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。(略)	道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものと	
		する。運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うも	
		のとする。(略)	
	第3節 空港施設対策	第3節 空港施設対策	
188	3 県(名古屋空港事務所)における措置	3 県(名古屋空港事務所)における措置	表記の整理
	(1) 施設の使用停止及び応急工事	(1) 施設の使用停止及び応急工事	
	県(名古屋空港事務所)は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施	県(名古屋空港事務所)は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施	
	設等が被害を受けた場合、航空機が安全に利用できることが確認できる。	設等が被害を受けた場合、航空機が安全に利用できることが確認できる。	
	までは、滑走路等の利用を停止する措置を講じるとともに、応急復旧工	までは、滑走路等の利用を停止する <mark>措置をとる</mark> とともに、応急復旧工事	
	事を実施する。	を実施する。	

頁	現行(2023 年 5 月修正)	修正 (2024 年 6 月修正予定)	備考
	(略) 4 自衛隊における措置 自衛隊は、県 (名古屋空港事務所) が施設の利用を停止する <u>措置を講じ</u> た場合、航空機 (乗組員) に対し、必要な情報を提供する等により航空交通の安全確保及び混乱の回避に努める。	(略) 4 自衛隊における措置 自衛隊は、県 (名古屋空港事務所) が施設の利用を停止する <u>措置をとっ</u> た場合、航空機 (乗組員) に対し、必要な情報を提供する等により航空交通の安全確保及び混乱の回避に努める。	
	第6節 緊急輸送手段の確保	第6節 緊急輸送手段の確保	
192	3 県(防災安全局、各局)における措置 (追記)	3 県(防災安全局、各局)における措置 (5)知事は、緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。	令和6年1月 30 日付消防 災第14号消 防庁国民保 護・防災部防 災課長通知に 基づく修正
193	7 緊急通行車両の事前届出及び確認 (1) 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあっては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会(県警察)が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察)へ緊急通行車両の事前届出を行うこととする。 (略) ◆ 附属資料第 6「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」	7 緊急通行車両の (削除) 確認 (1) 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあっては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会(県警察)が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察)へ緊急通行車両の確認申出を行うこととする。(略) ◆ 附属資料第 6「緊急通行車両等の (削除) 確認手続等要領」	災害対策基本 法施行令の改 正に伴う修正
	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
201	1 市町村における措置 (5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、 被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するも のとする。 また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、 必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、 受入れ対象者を特定して公示するものとする。 前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事 前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となっ	1 市町村における措置 (5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移 送 や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施す るものとする。 (第2編災害予防 第10章に移動)	愛知県災害多 言語支援セン ターの設置体 制の見直しを 行っているた め

頁	現行(2023年5月修正)	修正(2024 年 6 月修正予定)	備考
	た際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。 2 県(福祉局、保健医療局、県民文化局)における措置 (3) 多言語による情報発信(追加) 県国際交流協会との連携や大規模な災害時に開設する愛知県災害多言語支援センターにより、外国人支援のための多言語による情報発信、相談対応等を行うとともに、必要に応じて被災地への通訳ボランティアの派遣等を行う。	2 県(福祉局、保健医療局、県民文化局)における措置 (3) 多言語による情報発信等 県国際交流協会と共同で大規模な災害時に開設する愛知県災害多言語支援センターにより、外国人支援のための多言語による情報発信、被災市町村の外国人相談対応等における、通訳及び翻訳の支援等を行う。	
	第11章 水・食品・生活必需品等の供給	第11章 水・食品・生活必需品等の供給	
	第1節 給水	第1節 給水	
204	2 県(<mark>保健医療局</mark> 、企業庁)における措置	2 県(<u>建設局</u> 、企業庁)における措置	2024 年度から、水道事業の認可等に関する事務を建設局に移管するため。
	第 14 章 ライフライン施設等の応急対策	第 14 章 ライフライン施設等の応急対策	
214	主な機関の応急活動 機関名 <u>ガス会社</u> 、LP ガス協会	主な機関の応急活動 機関名 <mark>都市ガス会社</mark> 、LP ガス協会	併記されている LP ガス協 会を踏まえた 修正
	第2節 ガス施設対策	第2節 ガス施設対策	
217	1 東邦瓦斯株式会社、サーラエナジー株式会社、犬山瓦斯株式会社及 び津島瓦斯株式会社における措置 (1) 災害対策本部の設置 (略) (震度 5 弱以上の地震が発生したときは、(追記) 防災要員は呼出しを待 たずに自動出社する。)	1 東邦瓦斯株式会社、サーラエナジー株式会社、犬山瓦斯株式会社及 び津島瓦斯株式会社における措置 (1) 災害対策本部の設置 (略) (震度 5 弱以上の地震が発生したときは、 <u>あらかじめ定められた</u> 防災要 員は呼出しを待たずに自動出社する。)	自社グループ 防災業務計画 の記載を踏ま えた修正
	第3節 上水道施設対策	第3節 上水道施設対策	
219	県(<u>保健医療局</u>)、水道事業者(企業庁及び市町村)における措置	県(<u>建設局</u>)、水道事業者(企業庁及び市町村)における措置	2024 年度から、水道事業 の認可等に関 する事務を建

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2023 年 5 月修正)	修正(2024 年 6 月修正予定)	備考
			設局に移管す
			るため
	第6節 通信施設の応急措置	第6節 通信施設の応急措置	
220	1 通信事業者(西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)における措置 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。	1 通信事業者(西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)における措置 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)する。	防災計画の修正による修正
222	3 県 (防災安全局、総務局)、市町村及び防災関係機関における措置 (4)無料公衆無線LANサービス(フリーWi-Fi)の活用 (略) イ 通信事業者(株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス)の災害時モー ドへの切替え 通信事業者(株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス)は、県との事前の 取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の災害時 モードへの切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。	3 県(防災安全局、総務局)、市町村及び防災関係機関における措置 (4)無料公衆無線LANサービス(フリーWi-Fi)の活用 (略) イ 通信事業者(株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス)の災害モード への切替え 通信事業者(株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス)は、県との事前の 取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の災害 モードへの切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。	株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレスが提供するサービスの正式名称と表記統一のため
	第15章 住宅対策	第15章 住宅対策	
	第5節 住宅の応急修理	第5節 住宅の応急修理	
229	1 県 ((追記) 建築局) 及び救助実施市における措置 (1) 応急修理の実施 県及び救助実施市は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う (救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。)。応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修する り、次のとおり実施する。 (追記)	1 県 (<u>防災安全局・</u> 建築局) 及び救助実施市における措置 (削除) 県及び救助実施市は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う (救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする)。応急修理 は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に 必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。 (1) 応急修理の実施 ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 (7) 応急修理を受ける者の範囲	災害救助法に よる災害の程 度、方法びに実 費弁償の基準 (平成 25 年 内閣府告のの 228 号)の一 部 改正のた

頁	現行(2023 年 5 月修正)	修正(2024 年 6 月修正予定)	備考
		住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入	め。
		等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	令和5年4月
		(イ) 修理の範囲	1日から適用
		雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、	
		外壁、建具等の必要な部分	
		(ウ) 修理の費用	
		応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。	
		(エ) 修理の期間	
		災害が発生してから 10 日以内に完了するものとする。ただし、交通機	
		関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前	
		に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。	
		(オ) 修理の方法	
230		住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。	
		イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理	
		<u>(ア)</u> 応急修理を受ける者の範囲	
	<u>ア</u> 応急修理を受ける者の範囲	直 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自ら	
	<u>(ア)</u> 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自ら	の資力では応急修理をすることができない者	
	の資力では応急修理をすることができない者	b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住	
	<u>(イ)</u> 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家	家が半壊した者	
	が半壊した者	<u>(1)</u> 修理の範囲	
	<mark>イ</mark> 修理の範囲	居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分	
	居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分	とする。	
	とする。	<u>(ウ)</u> 修理の費用	
	<u>ウ</u> 修理の費用	応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。	
	応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。	(工) 修理の期間	
	<u>エ</u> 修理の期間	<u>(削除)</u> 災害が発生してから3か月以内(災害対策基本法に規定する	
	地震災害が発生してから3か月以内(災害対策基本法に規定する災害	災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)に完了するものとする。	
	対策本部が設置された場合は、6か月以内) に完了するものとする。ただ	ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができな	
	し、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場	い場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長	
	合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長する	するものとする。	
	ものとする。	(<u>オ)</u> 修理の方法	
	<u>オ</u> 修理の方法	住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。	
	住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。		
	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興	
	第4章 震災復興都市計画の手続き	第4章 震災復興都市計画の手続き	

頁		現行	· (2023 年 5 月修正)		修正	(2024 年 6 月修正予定)	備考
	第3節 復興都	市計画事業	の都市計画決定	第3節 復興	都市計画事業	の都市計画決定	
245	–	ては、復興	定と公表 に関する市町村基本方針、都市計画マス を踏まえるものとする。	(略) スター 策定に当た		定と公表 に関する市町村基本方針、都市計画マスター 総合計画等を踏まえるものとする。	都市再生特別 措置法(令和 - 2年度改正) に基づく修正
	第5章 被災者	等の生活再	建等の支援	第5章 被災	者等の生活再	建等の支援	
246	■ 主な機関の措	置		■ 主な機関の	告置	2	防災基本計画
	区分	機関名	主な措置	区分	機関名	主な措置	に基づく修正
	第1節 罹災証明書の交付 等 (追加) 第2節 被災者への経済的 支援等 第3節 金融対策 第4節 住宅等対策 第5 労働者対策	県 市町村 略 (追加) 略 略 略	1(1) 市町村の支援等 1(2) <u>市町村への情報の提供</u> 2(1) 罹災証明書の交付 2(2) 被災者台帳の作成 (追加)	第1節 罹災証明書の交付 <u>第2節</u> <u>被災者台帳の作</u> 及び災害ケース・ ネジメントの実験 第3節 被災者への支 金等の支給、税・ 減免等 第4節 金融対策 第5 節 住宅等対策 第6 節 労働者対策	市町村 略 県	1(1) 市町村の支援 1(2) <u>説明会の実施、調査・判定方法の調整等</u> 2 罹災証明書の交付 (削除) 1(1)市町村への被災者に関する情報の提供 1(2)市町村の支援 2(1)被災者台帳の作成 2(2)災害ケースマネジメントの実施	及び表記の整理
	第 1 節 罹災 証	明書のなけ	*	第1節 罹災	江田書の森仕	(当100)	
247					証明書の文刊 安全局)にお		防災基本計画
241	 1 県(防災安全局)における措置 (1) 市町村の支援等 ア 市町村の支援 (略) 1 説明会の実施、調査・判定方法の調整等県は(中略)被災市町村間の調整を図る。 (略) (2) 市町村への情報の提供県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳)支援 <u>(削除)</u>)実施、調査・		に基づく修正及び表記の整理

頁	現行(2023年5月修正)	修正(2024 年 6 月修正予定)	備考
	を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。 2 市町村における措置 (1) 罹災証明書の交付 市町村は、(中略) 住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。	2 市町村における措置 (表題の削除) 市町村は、(中略) 住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。	
	(2) 被災者台帳の作成 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措 置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作 成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 (略)	<u>(修正後第2節に記載)</u> (略)	
		第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	
	(参考) 第1節 罹災証明書の交付等から記載箇所変更) (2) 市町村への情報の提供 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。 (追記)	1 県(防災安全局、福祉局、保健医療局)における措置 (1)市町村への被災者に関する情報の提供 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。 (2)市町村の支援 県は、必要に応じて、NPO・ボランティア関係団体等との連携の調整や保健師、社会福祉士等専門職員の派遣の調整、活用できる事業の周知等市町村が行う災害ケースマネジメントの取組を支援するよう努める。	防災基本計画 に基づく修正 及び表記の整 理
	2 市町村における措置 (2) 被災者台帳の作成 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措 置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作 成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める (追記)	2 市町村における措置 (1) 被災者台帳の作成 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 (2) 災害ケースマネジメントの実施 市町村は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。	

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行(2023 年 5 月修正)	修正(2024 年 6 月修正予定)	備考
		取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したき	
		め細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることが	
		できる環境の整備を行うよう留意する。	
	第2節 被災者への経済的支援等	第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	
	第 <u>3</u> 節 金融対策	第 <u>4</u> 節 金融対策	
	第 <u>4</u> 節 住宅等対策	第 <u>5</u> 節 住宅等対策	
	第 <u>5</u> 節	第 <u>6</u> 節 労働者対策	
	第6章 商工業・農林水産業の再建支援	第6章 商工業・農林水産業の再建支援	
	第1節 商工業の再建支援	第1節の商工業の再建支援	
254	1県(経済産業局、観光コンベンション局)における措置	1県(経済産業局、観光コンベンション局)における措置	金融支援の創
	(2) 金融支援等	(2) 金融支援等	設のため
	県は、被災した中小企業に対する資金対策として、 <u>小規模企業等振興</u>	県は、被災した中小企業に対する資金対策として、 <mark>経済環境適応資金</mark>	
	<u>資金(災害復旧資金)、中小企業組織強化資金(災害復旧資金)</u> 等により、	災害対応資金【短期】、経済環境適応資金災害対応資金【長期】、経済環境	
	事業資金の融資を行う。	<u>適応資金災害対応資金【大規模災害】</u> 等により、事業資金の融資を行う。	
	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	
	2. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応	2. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応	
	10 県が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策	10 県が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策	表記の修正
	(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設	(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設	
	(略)	(略)	
	イ 個別事項	イ 個別事項	
	① 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震	① 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震	
	性・耐浪性を十分に考慮した措置 <u>(追記)</u>	性・耐浪性を十分に考慮した措置 <u>を定めることとする。</u>	
	② 県立学校にあっては、次に掲げる事項 <u>(追記)</u>	② 県立学校にあっては、次に掲げる事項を定めることとする。	
	(略)	(略)	
	③ 社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項 <u>(追記)</u>	③ 社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項を定めることとする。	
	(略)	((略)	
	(2) 公共土木施設等	(2) 公共土木施設等	
	ア道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓	ア道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓	
	開の準備等(追記)	開の準備等について定めるものとする。	
	イ河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手	イ河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手	
	1 刊川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置 <u>(追記)</u>	順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置 <u>を定めること</u> とする。	

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行(2023年5月修正)	修正 (2024 年 6 月修正予定)	備考
	別紙 東海地震に関する事前対策	別紙 別紙 東海地震に関する事前対策	
	第2章 地震災害警戒本部の設置等	第2章 地震災害警戒本部の設置等	
	第1節 地震災害警戒本部の設置等	第1節 地震災害警戒本部の設置等	
5	第 1 節 地震災害警戒本部の設置等	第 1 節 地震災害警戒本部の設置等	表記の整理
	1 県(防災安全局)における措置	1 県(防災安全局)における措置	(附属資料の
	(略)	(略)	整理)
	◆ 附属資料第 15「愛知県地震災害警戒本部条例」	◆ 附属資料第 15「愛知県地震災害警戒本部条例」	
	◆ 附属資料第 15「愛知県地震災害警戒本部要綱」	<u>(削除)</u>	
	◆ 附属資料第 15「愛知県地震災害警戒本部員名簿」		
	 第3節 警戒宣言発令時等の広報	 第3節 警戒宣言発令時等の広報	
7	3 広報内容	3 広報内容	表記の整理
	(略)	(略)	(附属資料の
	◆ 附属資料第 15 「知事から県民への呼びかけ例文・知事から県民への呼	(削除)	整理)
	びかけ例文(英語)」		
	第4章 発災に備えた直前対策	第4章 発災に備えた直前対策	
	第4節 道路交通対策	第4節 道路交通対策	
27	(6) 緊急輸送車両の確認	(6) 緊急輸送車両の確認	災害対策基本
	ア 緊急輸送車両の確認	ア 緊急輸送車両の確認	法施行令の改
		県公安委員会が大規模地震対策特別措置法第24条の規定により、緊	正に伴う修正
	急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場	急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場	
	合、県又は県公安委員会は、大規模地震対策特別措置法施行令第 12 条	合、県又は県公安委員会は、大規模地震対策特別措置法施行令第 12 条 <u>第</u>	
	(追記)の規定により緊急輸送車両の確認を行う。	1項の規定により緊急輸送車両の確認を行う。	
	イ 緊急輸送車両の確認届出 取免輸送車両の確認届出 取免輸送車両の確認届出	イ 緊急輸送車両の確認届出 取免輸送車両の作用者は「駆	
	緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出す	緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急輸送車両確認申出書」を県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出	
		心糊込年 <u>惟畝中山音</u>]を殊久は紫公女安貞云の事務担目部周寺に旋山 するものとする。	
	うものとする。 ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付	するものとする。 ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付	
	緊急輸送車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急		
	輸送車両確認証明書」を標章とともに申請者に交付する。	輸送車両確認証明書」を標章とともに申出者に交付する。	
	◆ 附属資料第 6「緊急通行車両等届出書、確認証明書、標章」	◆ 附属資料第 6 「緊急通行車両等の確認手続等実施要領」	
	(追記)	(7) 緊急輸送車両確認の効力	掲載場所の変
		大規模地震対策特別措置法施行令第 12 条第1項の規定に基づき、緊	更
ļ			

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行(2023 年 5 月修正)	修正(2024 年 6 月修正予定)	備考
		警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条	40 から移動)
		第5項の規定に基づき、同条第1項の規定による確認を受けるまでも	
		なく、当該緊急輸送に従事することができる。	
	第9節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	第9節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	
33	2 県(<mark>保健医療局</mark> 、企業庁)における措置	2 県(建設局、企業庁)における措置	2024 年度か
			ら、水道事業
			の認可等に関
			する事務を建
			設局に移管す
			るため。
	第15節 緊急輸送	第15節 緊急輸送	
40	8 緊急輸送車両の事前届出及び確認	8 緊急輸送車両の事前届出及び確認	災害対策基本
	(1) 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあって	(1) 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあって	法施行令の改
	は、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委	は、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委	正に伴う修正
	員会が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察本部)へ緊急輸送	員会が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察本部)へ緊急輸送	及び表記の整
	車両の <u>事前届出</u> を行うこととする。	車両の確認届出を行うこととする。	理
	(2) 略	(2) 略	
	◆ 附属資料第 6「緊急通行車両等の <mark>事前届出·</mark> 確認手続等要領」	◆ 附属資料第6「緊急通行車両等の <u>(削除)</u> 確認手続等要領」	